

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号の規定による  
居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号の規定による良  
好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上への配慮に係る  
事項に関する審査基準は下記のとおりとする。

#### 記

申請に係る建築物が、次の区域内にないこと。ただし、当該都市計画事業に  
適合するもの又は支障を及ぼすおそれがないものとして長期にわたる立地につ  
いて許可等を得ている場合を除く。

都市計画法第4条第4項に規定する促進区域

都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域

都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域